

令和3年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書

令和2年9月25日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（令和2年6月25日最終変更）及び令和2年度国土交通省事後評価実施計画（令和2年3月31日最終変更）に基づき、個別公共事業（直轄事業等）についての新規事業採択時評価及び再評価を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、個別の事業採択（事業の予算化）の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。本評価書で対象とした事業の事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないものとする。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

（参考資料）

- i) 事業評価カルテ検索（URL : <http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）

これまで事業評価の対象となった各事業（直轄事業等）の諸元等が記載された帳票を検索できる。

- ii) 事業評価関連リンク（URL : http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html）

各部局の事業評価に関する要領等が記載されたリンク先をまとめている。

2. 今回の評価結果について

今回は、令和3年度予算概算要求に係る評価として、政府予算案の閣議決定時に、個別で予算措置を公表する直轄事業等について、新規事業採択時評価4件及び再評価10件の評価結果をとりまとめた。件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

<評価の手法等>

別添1

事業名 ()内は本評価書のうち一部の事業評価において便益の計上に利用した方法を示す。※	評価項目		評価を行う過程において使用した資料等	担当部局		
	費用便益分析					
	便益	費用				
ダム事業 (代替法)	<ul style="list-style-type: none"> ・年平均被害軽減期待額 ・流水の正常な機能の維持 ・残存価値 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費 ・維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生の危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・関連事業との整合 	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等 	水管理・国土保全局	

※便益把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

事業名	評価の方法	評価の視点等	評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
官庁営繕事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の必要性 ・事業計画の合理性 ・事業計画の効果 		官庁営繕部
海上保安官署施設整備事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の必要性 ・事業計画の合理性 ・事業計画の効果 		海上保安庁
船舶建造事業 <巡視船艇>	評価対象を整理した上で、右のような海上保安業務需要ごとに、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。	<p><巡視船艇></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋権益の保全 ・治安の確保 ・海難救助・海上交通安全の確保 ・海上防災・海洋環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安統計年報 ・海上保安レポート 	海上保安庁

令和3年度予算概算要求に係る新規事業採択時評価について (令和2年9月末時点)

【その他施設費】

事業区分	新規事業採択箇所数
官庁宮繕事業	2
船舶建造事業	1
海上保安官署施設整備事業	1
合計	4

総計	4
----	---

令和3年度予算概算要求に係る再評価について (令和2年9月末時点)

【公共事業関係費】

事業区分	再評価実施箇所数						再評価結果				
	一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続	中止	評価手續中		
うち見直し継続											
ダム事業	直轄事業等	0	0	2	3	4	9	8	0	0	1
合 計		0	0	2	3	4	9	8	0	0	1

【その他施設費】

事業区分	再評価実施箇所数						再評価結果			
	一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続	中止	評価手續中	
うち見直し継続										
官庁営繕事業	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
合 計	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0

事業区分	再評価実施箇所数						再評価結果		
	一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価手続中
総計	0	0	2	3	5	10	9	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業(補助事業を除く)を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工:事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中:事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階:準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価:再評価実施後一定期間(5年間)が経過している事業

その他:社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

令和3年度予算概算要求に係る新規事業採択時評価結果一覧 (令和2年9月末時点)

別添3

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理 費 (億円)	評価				担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他	
札幌第4地方合同庁舎 北海道開発局 (既存施設の更新)	72	30	128	100	121	防災機能に係る施設の不備、狭隘、地域連携、分散、借用返還において必要性が認められる。 経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房官庁営繕部 計画課 (課長 秋月聰二郎)
国立京都国際会館 展示施設 近畿地方整備局 (新規施設の建設)	52	33	104	100	133	施設の不備、地域連携において必要性が認められる。 経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房官庁営繕部 計画課 (課長 秋月聰二郎)

※ 事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果—通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

供用後の維持管理費は50年間にかかる費用を現在価値化したものである。

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理 費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
小型巡視船（PS型）2隻建造 海上保安庁	57	22	整備しようとする小型巡視船（PS型）は、追跡捕捉能力、夜間監視探証能力等を強化されており、我が国周辺海域における海洋権益の保全等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)

- ・供用後の維持管理費について、PS型は20年間にかかる費用を現在価値化したものである。

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理 費 (億円)	評価				担当課 (担当課長名)
			事業計画の必要性	事業計画の合理性	事業計画の効果	その他	
海上保安大学校の施設整備（教育訓練施設（学生寮）の整備） 海上保安庁 ※（新規施設の建設）	8.7	2.9	100	100	133	研修課程の新設に伴い増加される研修生の住環境を確保するために必要な研修生寮を整備することで、安定的な研修生の確保・養成が可能となり、海上保安体制を強化することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 坪井 謙二)

- ・事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
 - ・事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
 - ・事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
- ※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上
- ・供用後の維持管理費は50年間にかかる費用を現在価値化したものである。

令和3年度予算概算要求に係る再評価結果一覧 (令和2年9月末時点)

【公共事業関係費】

【ダム事業】 (直轄事業等)

事業名 事業主体	該当 基準	総事 業費 (億円)	費用便益分析			B/C	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)				
			貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C(億円)	費用の内訳								
			便益の内訳及び主な根拠										
雨竜川ダム再生事業 北海道開発局	準備計画段階	198	408	【内訳】 被害防止便益：400億円 残存価値：7億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数：11戸 年平均浸水軽減面積： 30ha	191	【内訳】 建設費 151億円 維持管理費 39億円	2.1	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画目標規模の洪水が発生した場合、雨竜川流域では、最大孤立者数（避難率0%）は、約820人と想定されるが、事業実施により約490人に軽減される。 ・河川整備計画目標規模の洪水が発生した場合、雨竜川流域では、交通途絶により影響を受ける交通量は、約2,800台と想定されるが、事業実施により約1,500台に軽減される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備・計画段階で一定期間（3年間）が経過している事業のため再評価を実施 <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫のおそれがある区域を含む市町の総人口、総世帯数は、平成27年から令和元年にかけてやや減少している。 ・水田及び畠の面積は平成27年から令和元年にかけてほぼ横ばいで大きな変化はない。 <p>②事業の進捗状況・事業の進捗の見込みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に新規事業採択時評価を実施し、平成30年度からは雨竜第二ダムの堤体健全性の総合点検や周辺地質調査を実施している。 ・今後も引き続き、発電事業者の協力のもと調査を進め、事業の進捗を図るとともに、実施計画調査段階で概略設計まで進め、令和8年度の事業完了に向けて事業を進める。 <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に実施した新規事業採択時評価においては、「洪水調節」をダム再生案（雨竜川ダム再生事業）とそれ以外の代替案として複数評価している。その結果、総合的な評価としては、コストや時間的な観点から見た実現性等の面の評価軸から、ダム案（雨竜川ダム再生事業）が優位と評価しており、現時点においてもコスト面での優位性に変化ではなく、総合的な評価結果には影響を与えないことを確認している。 ・今後は、堤体及び基礎地盤の安定性、かさ上げ工事への影響等についての検討結果を踏まえ、工法の工夫や新たな技術の積極的な採用等により、コスト縮減に努める。 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)		
霞ヶ浦導水事業 関東地方整備局	再々評価	-	-	-	-	-	-	-	評価手続中	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)			

利賀ダム建設事業 北陸地方整備局	その他	1,640	2,140		1,825	【内訳】 建設費 1,764億円 維持管理費 61億円	1.2	<p>・ダム本体座取り確定、地質情報の充実の反映等による事業費の変更、及び令和元年度に転流工進入路となる河床進入トンネル工事に現地着手したことで事業工期を確定できたことによる事業工期変更により再評価を実施</p> <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・庄川流域の関係市町村における総人口は横ばい傾向にあり、沿川の状況に大きな変化はない。 ・庄川流域の水田・畑面積は絶対的に減少傾向にあるが、近年は横ばい傾向となっている。 ・日本海側の産業基盤となる主要交通網として、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道、一般国道8号が通過している。また、北陸新幹線および高岡砺波スマートICの開通により、今後の更なる地域開発が期待されている。 ・平成10年3月に建設省（現国土交通省）と富山県において、「利賀ダム工事用道路と一般国道471号利賀バイパスの合併施工に関する基本協定」を締結し、平成30年に一部供用開始しており、現在も事業は継続中である。 ・工業用水として利賀ダム建設事業に参画している富山県に対して、平成20年3月に基本計画変更について意見聴取した際、参画内容に変更が無い旨確認し、それ以降も変更の申し出はない。なお、ダム事業の検証に係る検討においては、参画継続の意思があるか等について確認することになっており、平成28年3月に参画継続の意思があることを確認している。</p> <p>②事業の進捗状況、事業の進捗見込みについて ・ダム事業の進捗に対する地元からの強い要望もあり、今後も引き続き計画的に事業の進捗を図ることとしている。 ・令和元年度に転流工進入路となる河床進入トンネル工事に着手したことで、事業工期を確定することができたため、工期を現計画の令和4年度から令和13年度に見直した。また、第7回利賀ダム建設事業監理委員会では事業進捗の観点から利賀ダム基本計画（第2回）変更内容について妥当であると提言を頂いている。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性について ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、代替の比較検討を含め、検証に係る検討を行い、ダム事業の検証に関する対応方針を「継続」決定している。今回の利賀ダムの総事業費の変更を考慮しても、現計画（利賀ダム案）と代替案とのコスト面での優劣に変化はない。 ・予定している利賀ダム基本計画（第2回）変更において、トンネル等掘削ズリのダム本体骨材への転用や選択取水設備の簡素化などコスト縮減を図っている。 ・第7回利賀ダム建設事業監理委員会では事業監理の観点から利賀ダム基本計画（第2回）変更内容について妥当であると提言を頂いている。今後も工法の工夫や新技术の積極的な採用等により一層コスト縮減に努めるとともに、利賀ダム建設事業監理委員会に諮りながら適切に事業進捗、事業監理を行って行く。</p>	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)	継続

天竜川ダム再編事業 中部地方整備局	再々評価	790 2,656 【内訳】 被害防止便益 2,628億円 残存価値 28億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数：1248戸 年平均浸水軽減面積：119ha	893 【内訳】 建設費 701億円 維持管理費 191億円	3.0	<p>・再評価実施後一定期間（5年間）が経過している事業であるため再評価を実施。</p> <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・沿川市町村の人口は近年横ばいの傾向であり、大きな変化はない。 ・流域内は、東名高速道路、国道1号、JR東海道新幹線等、東西を結ぶ、国土の基幹をなす交通の要衝となっている。さらに平成24年4月から新東名高速道路が開通し、平成26年10月には中央新幹線の工事実施計画が認可されるなど、新たな交通網の整備も進んでいる。 ・こうした状況のもと、浜松市並びにその周辺地域を含む浜松地域は、自動車産業、オートバイ産業、楽器産業が盛んであり、日本有数の「ものづくりのまち」として発展している。</p> <p>②事業の進捗状況、事業の進捗の見込みについて ・天竜川ダム再編事業は平成21年4月に建設事業着手し、堆砂対策工法として吸引工法の施設計画を検討したが、実証実験の結果、流木等のゴミにより吸引部の目詰まりが頻発するなど適用が困難であることを平成25年2月に確認した。 ・佐久間ダムでの適用性が高い堆砂対策工法の検討を進め、平成27年10月より学識経験者により審議を行った結果、浚渫船にて掘削した土砂をペルトコンベアで佐久間ダムの下まで運び、出水時に土砂を下流河川に流出させる工法を令和2年2月決定した。 ・令和2年度から堆砂対策施設の設計に反映させるために置土の調査等を進めるとともに、洪水調節に必要な施設の調査・設計を実施する。 ・令和元年度までの予算執行約119億円（進捗率約15%）貯水池堆砂対策施設の検討（実証実験、置土、モニタリング調査） ・本事業の工期は令和3年度まであるが、これまで堆砂対策の検討に時間を要したため、令和3年度までに事業を完成させることは困難な状況となっている。 ・今後、本事業を完成させるために必要な施設及び期間は以下のとおりであり、本事業の工期を10年延伸する。 ・増設放流設備・堆砂対策施設の設計、管理棟整備：3年 ・増設放流設備・堆砂対策施設の整備：8年（試験湛水を含む） ・なお、近年、全国各地において気候変動による集中豪雨等により甚大な被害が頻発しており、本事業の必要性、重要性が高まっている。本事業についても気候変動によって外力が増加した場合を想定し、その場合でも可能な限り手戻りが少なくなるよう検討を行う必要がある。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性について ・堆砂対策工法に対して、新技术適用によるコスト縮減策について検討を実施する予定である。 ・今後も新技术の積極的な採用等により、コスト縮減に努める。 ・天竜川水系河川整備計画（平成21年7月）において、洪水を安全に流下させることが出来る対策案として3案を比較し、天竜川の社会経済上の重要性、財政の制約、治水事業の早期かつ広範囲な効果発現、現在の技術レベルでの環境負荷等、並びに急激な海岸侵食の抑制効果等を勘案し、河道整備を行うとともに天竜川ダム再編事業の実施を採用している。なお、現時点においてもコスト面での優劣に変化はなく、総合的な評価結果には影響を与えない。</p>	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)
----------------------	------	--	---	-----	---	----	--------------------------------

三峰川総合開発事業 中部地方整備局	その他	543	956 (残事業 =1.2)	【内訳】 被害防止便益：937億円 残存価値：19億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数： 72戸 年平均浸水軽減面積： 17ha	1210 (残事業 =1.0)	【内訳】 建設費 1,132億円 維持管理費 78億円	0.8 (残事業 =1.2)	<p>・河川整備計画の目標規模の洪水が発生した場合、事業実施により、浸水区域内人口は約2,500人から約2,200人、最大孤立者数は約470人から約420人に低減される。・電力の停止の影響は約1,300人から約1,100人、ガスの停止の影響は約900人から約810人、上水道の停止の影響は約120人から約110人、通信（固定電話）の停止の影響は約1,300人から約1,200人、通信（携帯電話）の停止の影響は約480人から約430人に低減される。</p>	<p>・令和元年台風第19号による事業箇所の被災等とその対応及び人件費や資材価格の上昇により総事業費の変更を行うため、再評価を実施。</p> <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・天竜川上流域は、伊那市、駒ヶ根市、飯田市などの主要都市を中心に、天竜川沿いに伊那谷とよばれる生活圏が形成されており、中央自動車道、国道153号、JR飯田線等主要な交通が集中している。 ・令和9年には、この地域にリニア中央新幹線が開業する予定で、人口の増加や産業・観光の発展に期待が寄せられている。 ・三峰川、天竜川上流の氾濫により浸水の恐れのある区域を含む3市3町4村の人口は、ほぼ横ばいの傾向。</p> <p>②事業の進捗状況、事業の進捗の見込みについて ・令和2年3月末までに、事業費約497億円を投資（進捗率約95%：事業費ベース）。</p> <p><全体事業の進捗状況> ・平成17年に土砂バイパス施設（土砂バイパストンネル、分派堰、貯砂ダム）が完成するとともに、堆砂掘削約200万m³を完了している。 ・令和元年5月には利水容量の一部振替が完了している。</p> <p><貯水池堆砂対策（ストックヤード施設）> ・平成27年から整備に着手しており、今年度はストックヤード本体を建設しているところ。 ・ダム下流の環境に配慮した運用方法等について、「湖内堆砂対策施設モニタリング委員会」で助言を得ながら検討を行っている。</p> <p>引き続き、ストックヤード施設の整備を実施。 ・令和2年度でストックヤード施設概成予定。 ・試験運用を実施したうえで、ダム下流への環境負荷の軽減に配慮する運用計画を策定する。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性について ・設計段階におけるコスト縮減（約0.4億円減額） 　ストックヤードに設置する観測機器について、モニタリング内容の検討を行い土圧計及び間隙水圧計等の配置を見直し。 ・学識者等の委員で構成する「中部地方整備局事業費等監理委員会三峰川総合開発事業部会」を平成20年度に設置し、各年度の事業内容、コスト縮減等について意見をいたしている。 ・引き続き、工法の工夫や新技术の積極的な採用等により、コスト縮減に努める。 ・天竜川水系河川整備計画（平成21年7月）において、洪水を安全に流下させることが出来る対策案として3案を比較し、天竜川の社会経済上の重要性、財政の制約、治水事業の早期かつ広範囲な効果発現、並びに現在の技術レベルでの環境負荷の大小等を評価して、河道整備と合わせて既設ダムの洪水調節機能の強化により水位低下を図る案を採用している。 ・現時点においてもコスト面での優劣に変化はなく、総合的な評価結果には影響を与えない。</p> <p>費用便益分析結果は基準値未満であるものの、天竜川上流域の洪水氾濫防御及び美和ダムの機能の保全・洪水調節を目的とした本事業の必要性、重要性に変化はなく、残事業に対する費用対効果は確保されており、また、流域委員会・関係地方公共団体からの事業継続が妥当との意見も踏まると、事業内容の見直しを図るとともに、事業継続することが妥当である。</p>	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)	継続

矢作ダム再生事業 中部地方整備局	準備計画 段階	390	604	【内訳】 被害防止便益 594億円 残存価値 10億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減世帯 数：123世帯 年平均浸水軽減面積： 7.5ha	272	【内訳】 建設費 267億円 維持管理費 5億円	2.2	<p>・準備・計画段階で一定期間（3年間）が経過している事業であるため、再評価を実施。</p> <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・矢作川流域の関係自治体は、8市2町2村からなり、平成27年時点 で約140万人となっており、豊田市等における製造業の発展に伴 い、年々増加傾向にある。 ・豊田市は、愛知県内の主要都市であり、愛知県の工業出荷額の 約3割を占めるなど、県内の社会、経済活動等に大きな役割を果たす 重要な地域である。</p> <p>②事業の進捗状況、事業の進捗の見込みについて ・平成29年度に矢作ダム再生事業（実施計画調査）の新規事業採択 時評価を実施、平成30年度から実施計画調査に着手し、調査・検 討を実施中である。 ・実施計画調査では、これまでに洪水調節計画の検討、放流設備 の配置検討、地形地質調査及び環境調査計画（案）の作成等を実 施。 ・引き続き関係機関と調整を図り、最適な増設放流設備の検討等 を実施しているところである。 ・令和2年3月末まで 執行済み額約3億円、進捗率1%。 ・本事業の実施においては、矢作川の治水安全度の向上のため に、放流能力を増強することの重要性に鑑み、最適な増設放流設 備等について、検討している。 ・事業の推進に対する地元からの強い要望もあることから、今後 も引き続き、計画的に事業の進捗を図ることとしている。 ・なお、近年、全国各地において、気候変動による集中豪雨等に より甚大な被害が頻発しており、本事業の必要性、重要性が高 まっている。本事業についても、気候変動によって外力が増加し た場合を想定し、その場合でも可能な限り手戻りが少なくなるよ う検討を行う必要がある。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性について ・実施計画調査では、新設放流トンネル建設へ向けた概略設計・ 詳細設計及び建設発生土の残土処分等において、新技術や新工法 の採用等により、コスト縮減に努める。 ・「矢作川水系河川整備計画（H21.7策定）」で位置付けられた 「矢作ダム放流設備増強」による洪水調節効果と同等の効果を発 揮し、洪水を安全に流下させることのできる対策案として、3案を 比較し、矢作川の社会経済上の重要性、財政の制約、治水事業の 早期発現、並びに現在の技術レベルでの環境負荷の大小等を総合 的に評価して、河道整備とあわせた既設ダム放流設備増強によ り、水位低下を図る案を採用している。 ・現時点においてもコスト面での優劣に変化はなく、総合的な評 価結果には影響を与えない。</p>	継続	水管理・国土保全 局 治水課 (課長 藤巻 浩 之)

天ヶ瀬ダム再開発事業 近畿地方整備局	その他	660 816	<p>【内訳】 被害防止便益：786億円 残存価値：30億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数： 令和4年～令和14年 486戸 令和15年～令和53年 485戸 年平均浸水軽減面積： 令和4年～令和14年 14ha 令和15年～令和53年 14ha ※R4～R14：なんば線完成前 ※R15～R53：なんば線完成後</p>	802 <p>【内訳】 建設費 756億円 維持管理費 46億円</p>	1.02	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備基本方針 規模の洪水が発生した場合、淀川流域では、以下のような被害が想定されるが、事業実施により、解消される。 ①仮に避難率0%とした場合の想定死者数は約8,600人、最大孤立者数は約95万人と推定される。 ②電力の停止による影響利用者数は約82万人と推定される。 ③役所、消防署、警察署の防災拠点施設が浸水被害を受け、防災拠点施設31箇所の機能低下が推定される。 ④主要鉄道および地下鉄18路線で交通途絶の発生が推定される。 ⑤主要道路19路線で交通途絶の発生が推定される。 ⑥地下街で浸水被害が発生し、影響利用者数は約48万人と推定される。 ・放流能力増強により、琵琶湖に貯留された洪水は速やかに下流へ放流され、琵琶湖の水位が早期に低下し、その結果琵琶湖沿岸の浸水面積の減少や浸水時間が短縮される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場条件等の変更や、労務単価や資材単価の上昇などの社会的要因により総事業費の変更を行うため、再評価を実施。 <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水として参画している京都府に対して、令和元年12月に「天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画」の変更について照会した際、異存なしの回答があった。また、計画取水量についても変更はない。 ・発電として参画している関西電力株式会社に対して、令和元年12月に「天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画」の変更について照会した際、異存なしの回答があった。 <p>②事業の進捗状況、事業の進捗の見込みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、トンネル式放流設備を継続して実施している。 <p>令和元年度末時点で事業費約515億円を投資しており、進捗率約78%（660億円に対する率）。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性について</p> <p><コスト縮減></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者等の委員で構成する、「淀川水系ダム事業費等監理委員会」を令和元年8月に設置し、各年度の予算と事業内容、コスト縮減策等について意見を頂いている。 ・ゲート室部上屋について、必要最小限の形状に見直すことによりコスト縮減を図った。 ・減勢池部の覆工構造について、隅角部を円形化に見直すことで必要な鉄筋量を軽減してコスト縮減を図った。 <p><代替案立案の可能性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替案の検討については、学識者による技術検討会で既存施設の有効活用案、天ヶ瀬ダム本体のゲート増設案について検討した結果、機能面等の制約条件によって採用不可となっている。 ・「天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画変更」（第4回）の事業費を変更した場合においても同様に制約条件によって既存施設の有効活用案、ダム本体のゲート増設案は採用不可となるため、現在実施しているトンネル式放流設備が優位と判断している。 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)
-----------------------	-----	---------	---	--	------	--	--	----	--------------------------------

山鳥坂ダム建設事業 四国地方整備局	その他	850	1,421	【内訳】 被害防止便益：769億円 流水の正常な機能の維持 に関する便益：620億円 残存価値：32億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数： 97戸 年平均浸水軽減面積： 22ha 流水の正常な機能の維持 に関する便益： 流水の正常な機能の維持 に関して、山鳥坂ダムと 同じ機能を有するダムを 代替施設とし、代替法を 用いて計上	1,118	【内訳】 建設費 1,062億円 維持管理費 55億円	1.3	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年12月、河川整備計画の変更を行っており、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の必要が生じた事業に該当するものと捉え、再評価を実施。 <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域内の人口は減少傾向、世帯数は横ばい傾向である。事業所数・従業者数は減少傾向であるが、製品出荷額は、1,500億円以上の高い水準を維持しており、氾濫区域内には、国内外でトップシェアを誇る企業の工場が立地している。 <p>②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末までの事業費約382億円、進捗率約45%（事業費ベース） 引き続き付替県道工事、工事用道路工事及び用地補償等を実施。 <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 付替県道工事においては、当初予定していた橋梁構造から構造変更の検討を行い、約199百万円のコスト縮減となることに加え、現道の制約を受けずに施工可能となり工期短縮が図られた。また、工事用道路についても、ルート変更等の検討を行い、約368百万円のコスト縮減と工期短縮を図れた。 工事工程の進捗状況やコスト縮減対策の実施状況に関して、監理の充実を図るため、学識経験者等からご意見を聴く場として、「ダム事業費等監理委員会」を設置し、平成20年度から令和元年8月現在までに計11回開催している。引き続き、「ダム事業費等監理委員会」を開催し、学識経験者等からコスト縮減に関するご意見をいただき、工法の工夫や新技術の積極的な採用等により、コスト縮減に努めていくこととする。 平成24年度に実施した山鳥坂ダム建設事業の検証に際して、治水対策・流水の正常な機能の維持対策の目的別に、ダムに変わる代替案の総合評価を実施した。その結果、目的別の総合評価において、山鳥坂ダム案が有利との結果を得ている。 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)

立野ダム建設事業 九州地方整備局	再々評価	1,160	3,951	<p>【内訳】 被害防止便益:3,834億円 残存価値:117億円</p> <p>【主な根拠】 洪水調節に係る便益 年平均浸水軽減戸数:701戸 年平均浸水軽減面積:61ha</p>	2,094	<p>【内訳】 建設費:2,039億円 維持管理費:55億円</p>	1.9	<ul style="list-style-type: none"> ・再評価実施後一定期間（5年間）が経過している事業であるため再評価を実施 ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・想定氾濫区域内の人口の推移はほぼ横ばい。 ・令和元年9月には市街地再開発事業によるバスターミナルや大型商業施設が完成し、今後更に市街地の再開発が進む。 ②事業の進捗状況、事業の進捗の見込みについて <ul style="list-style-type: none"> 立野ダム建設事業は、平成30年9月から本体基礎掘削を開始。事業費ベースで約62%〔724億円／約1,160億円〕（令和2年3月末）の事業進捗で、今年度から本体コンクリート打設を予定しており、令和4年度に完了する見込み。 ③コスト縮減や代替案立案の可能性について <ul style="list-style-type: none"> 立野ダム建設事業では、これまで新技術を活用するなどのコスト縮減を図り、ダム事業を進めている。今後実施予定（実施中）の工事においても、CIM等のICT技術の積極的活用により、事業の効率化に努めるなど引き続き更なるコスト縮減を図っていく。 ・平成24年度に実施した立野ダムの検証に係る検討において「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、現計画案（立野ダム案）と現計画案以外の代替案を複数の評価軸ごとに評価し、最も有利な案は、現計画案（ダム案）と評価している。 ・今回の立野ダムの総事業費の変更を考慮しても、現計画案（立野ダム案）と代替案とのコスト面での優劣に変化はなく、「現計画案（立野ダム案）」が最も有利であり、ダム検証時の評価を覆すものではない。 	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之) 継続
---------------------	------	-------	-------	---	-------	---	-----	---	--------------------------------------

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	供用後の維持管理費 (億円)	評価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
				事業計画の必要性	事業計画の合理性	事業計画の効果	その他			
名古屋第4地方合同庁舎 中部地方整備局	その他	122	51	131	100	121	老朽、防災機能に係る施設の不備、地域連携、分散、狭い、借用返還において必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	事業計画の見直しにより再評価を実施 ①事業の必要性 1)社会経済情勢等の変化 ・名古屋市が都市計画公園の早期整備推進のため、当該公園内にある国有地取得を要望（令和2年1月）したことから、当該国有地に所在する官署の移転先の確保等の必要性が生じたため、当該国有地を原資に新たな敷地を取得し、新敷地による事業計画に見直しを行うこととなった。 2)事業の効果等 ・用地を取得できる具体的な見込みあり、施設へのアクセス良好、都市計画と整合 ・地域性、環境保全性、木材利用促進、ユニバーサルデザイン、防災性の効果が期待できる。 3)事業進捗状況 検討業務発注前 ②事業の進捗の見込み 令和7年度完成予定 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性 本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点での事業の見直しの必要性は認められない。 事業計画の見直しはあるが、事業の必要性等において妥当性が確認され、事業の進捗についても特段の支障はないほか、さらなる防災拠点機能の強化、まちづくりへの寄与が可能となる。 以上より、変更計画による事業継続が妥当である。	継続	大臣官房官庁営繕部 計画課 (課長 秋月 聰二郎)

事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭あい・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性－探査案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果－「業務を行うための基本機能」と「施策に基づく付加機能」の2つの機能について評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

供用後の維持管理費は50年間にかかる費用を現在価値化したものである。